

東京都医師会 在宅医療委員会 企画
シンポジウム

「大都市における一次医療の充実に向けた在宅医療の役割」

施設医療について
特別養護老人ホームへの医療提供



令和7年5月24日
東京都医師会 西田伸一

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)とは

老人福祉法 第20条の5

特別養護老人ホームは、第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする施設とする。

介護保険法第8条第27項

この法律において「介護老人福祉施設」とは、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム(入所定員が30人以上であるものに限る。以下この項において同じ。)であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設をいい、(以下略)

平成27年4月より、原則、特別養護老人ホーム(以下、特養)への新規入所者を要介護3以上の高齢者に限定し、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化。

配置医師の法的位置付け

老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第十七条第一項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を次のように定める。

第十二条

特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

中略

二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
以下略

配置医師は、入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行う施設職員

第二十七条

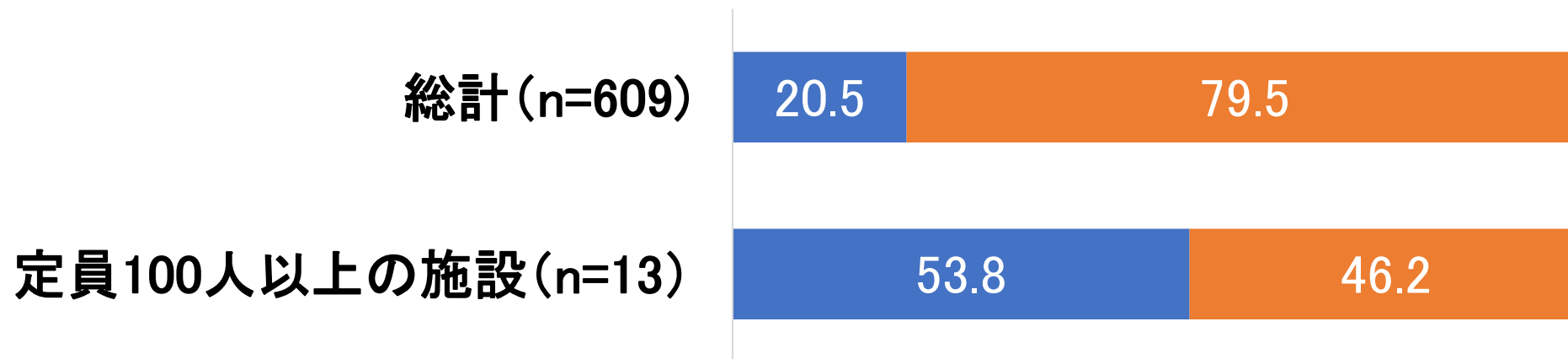
特別養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)を定めておかなければならない。

配置医師の主たる勤務先

n=1546



配置医師の診察方法



■ 病状に変化のある入所者のみ診察する

■ 病状に変化のある入所者を診察するとともに、定期的に全員を診察する

特養入所者への主治医機能が十分発揮できていない

特養に関する公的先行研究事業

令和5年度老健事業「特別養護老人ホームの配置医師と 協力医療機関の連携体制や役割分担に関する 調査研究事業」
((株)日本能率協会総合研究所)

令和4年度老健事業「特別養護老人ホームと医 療機関の協力体制に関する 調査研究事業」
(PwCコンサ ルティング合同会社)

令和3年度老健事業「特別養護老人ホームにお ける医療ニーズに関する調 査研究事業」
(株)日本総合研究所)

令和2年度老健事業「介護老人福祉施設におけ る看取り等のあり方に関す る調査研究事業」
(PwCコン サルティング合同会社)

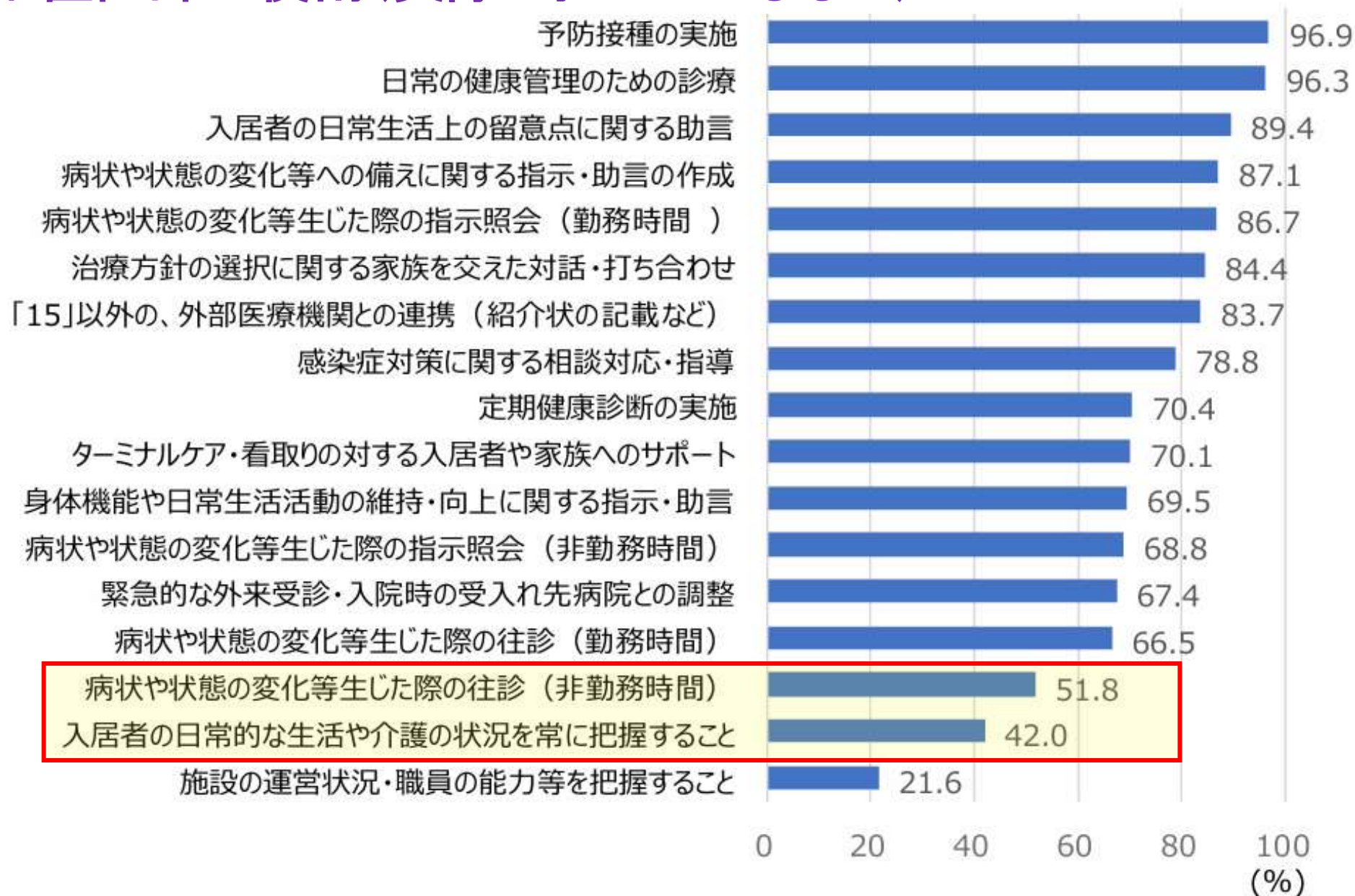
令和元年度老健事業「特別養護老人ホームのサ ービス提供実態に関する調 査研究事業」
(PwCコンサル ティング合同会社)

令和元年度老健事業「介護老人福祉施設におけ る看取りのあり方に関する 調査研究事業」
(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)

平成28年度老健事業「地域包括ケアシステムにおける特別養護老人ホームの 実態・役割に関する調査研究事業」
(みずほ情報総研株式会社)

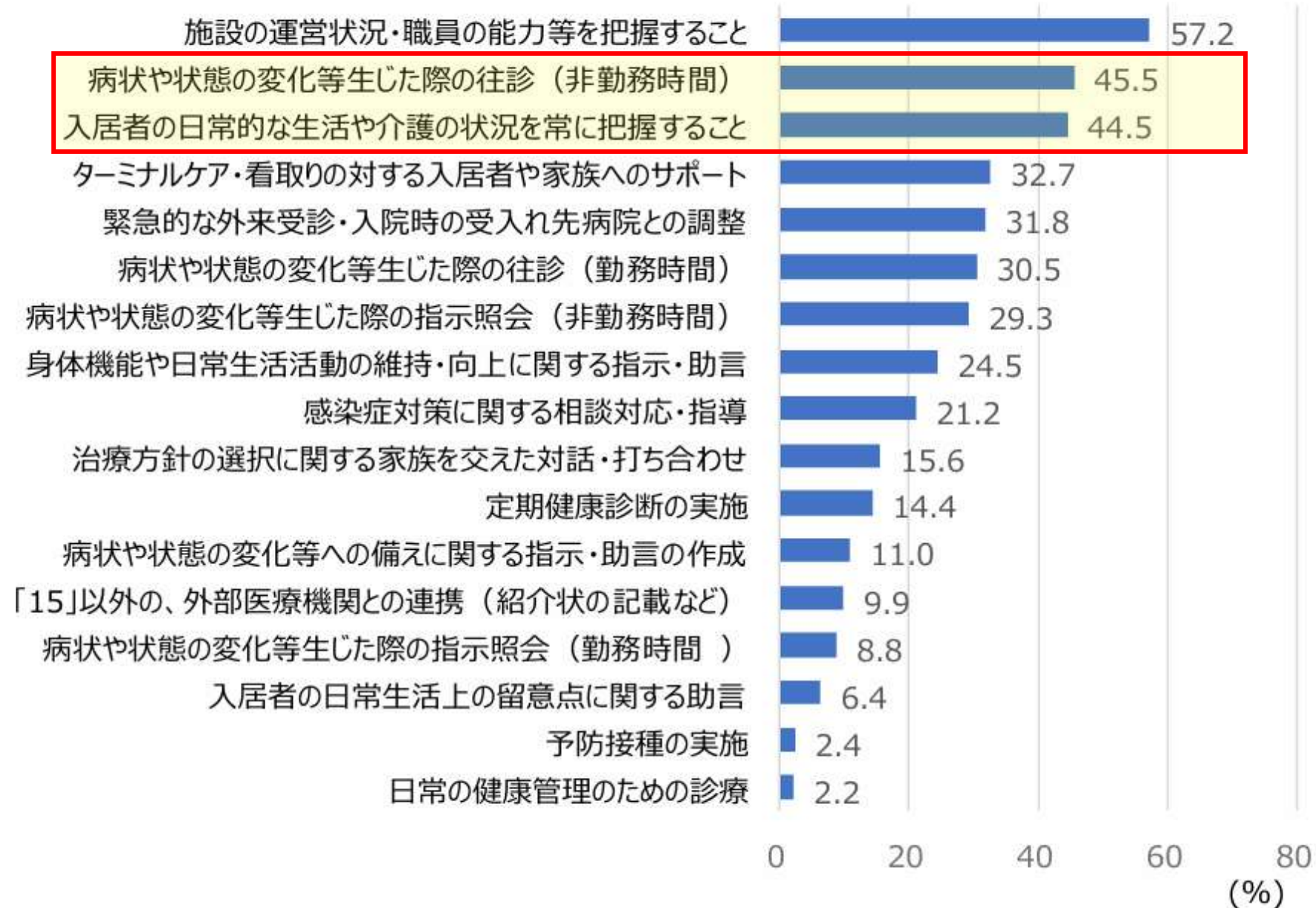
配置医師の役割(実際に担っているもの)

n=1553

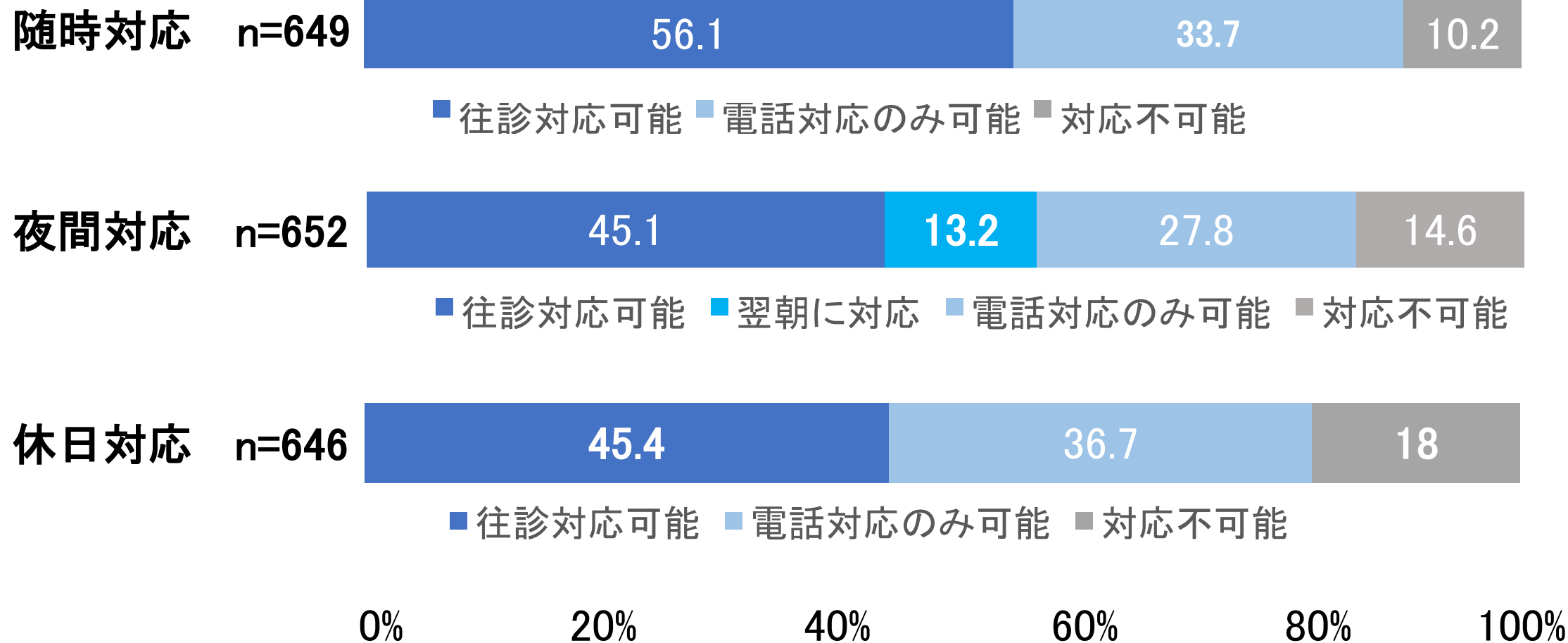


配置医師の役割（今後担ってほしいもの）

n=912

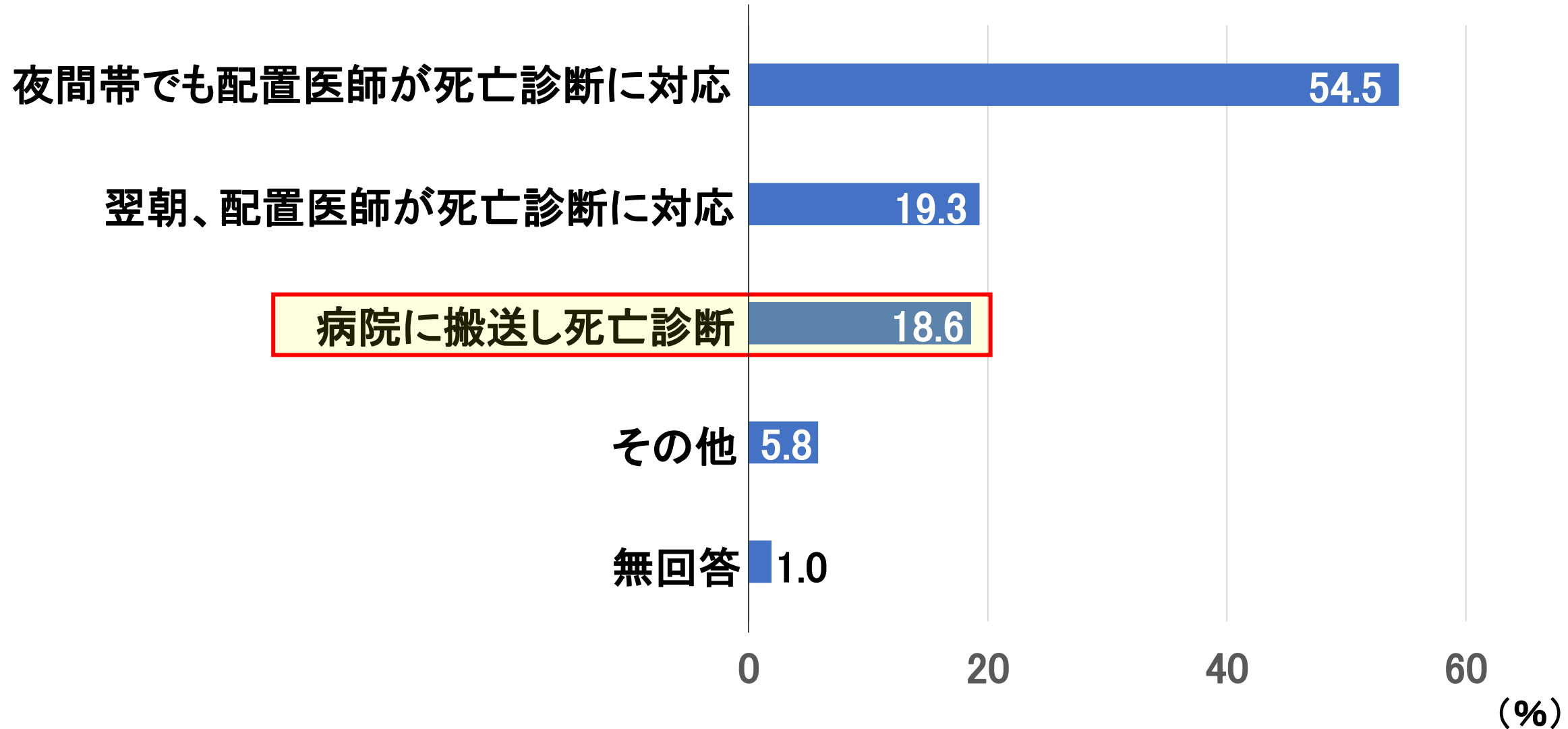


配置医師の緊急時対応可否



入居者が夜間に亡くなった場合の医師の死亡診断

n=678



特養での医療提供体制の課題と対応

課題

- ・特養には医療ニーズの高い重度要介護者が多く入所している。
- ・多くの入所者は外来受診困難であり、現行の配置医師制は主治医としての役割が不明確で、かかりつけ医機能が十分に提供されていない。

今後に向けた提言

- ・個々の入所者の主治医を明確にすべき。
これにより、各入所者の健康状態の把握が可能となり、ポリファーマシーの見直しや、不要な医療の回避と必要な医療提供が可能になる。
- ・配置医師の医療行為に関しては、施設加算ではなく診療内容を適切に評価すべき。
高齢者医療の財源を考慮した上での医療保険による診療報酬の設定が喫緊の課題。
- ・当委員会において配置医の実態に特化した多施設調査を行う予定。



公益
社団法人 東京都医師会